令和8年度

学校教育計画

ひらかたしりつひらかたしょうがっこう
枚方市立枚方小学校

〒573-0037 枚方市枚方上之町9番21号
TEL 050-7102-9000
FAX 072-845-0086
E-mail hirakata-e00@city.hirakata.ed.jp

ブログ QR コード

Ⅱ.本年度の学校経営

Ⅰ. 学校経営の全体構想

地　域　の　実　態 ― 児　童　の　実　態 ― 国・府・市の動向、教育理念や方針

学校教育目標
知・徳・体に調和のとれた子どもの育成

魅力ある教師
1.一人ひとりの子どもを見つめ、基礎・基本を大切にし、個性の伸長を図る教師
2.絶えず研修に努め、創意ある授業の工夫と指導法の向上を図る教師
3.人間的なふれあいを大切にし、子どもと共に歩む教師

めざす子ども像
1.考える子ども
2.思いやりのある子ども
3.たくましい子ども

願う学校
1.安全かつ健康で、生き生きと学習や活動をし、一人ひとりの居場所を感じる学校
2.美しい学校（施設・設備、環境、教職員の心）
3.家庭・地域社会との連携を深め、安心・安全で開かれた学校（施設・教育活動・教職員の心）

学校教育目標達成のための4つの重点

適正な学校運営・教育課程

1.適正な学校運営体制
・職員会議、企画運営会議、学年会の適正な運営。
・校務分掌の主担者の明示と適正な運営。
・教職員の健康、福祉の観点からの業務改善。
・学校運営協議会による地域と共にある学校づくり。

2.教育課程の編成
・学習指導要領に基づく教育課程の編成。
・授業時数の適正な管理。
・コロナ禍の中で、実施を変更した行事や活動について、見直しと再編成。

特色ある教育・学校

1.校内研修（研究授業）
・自分の思いや考えを伝え合える子どもの育成～主体的に学ぶ授業を通して～。
・「心と体の教育」の研究と推進。
2.人権教育
3.支援教育
4.生徒指導
（2～4：充実と連携）
・学習指導と生徒指導の一体化。
・生徒指導上の諸問題への組織的な対応。
・未然防止、早期発見と早期対応。
・家庭との連携。
5.ICT を活用した学習活動・学びの保障と個別最適化された学習の推進。
6.学力向上・体力向上
7.道徳教育
・教育活動全体を通しての道徳教育。
8.幼小、小小、小中連携
・幼保こ小連携（架け橋プログラム）の研究と推進。
9.専科指導
・専科教員による算数、理科、音楽の授業。
10.図書館教育
11.安全教育
・災害、事故、事件に対応した、危機管理マニュアルの改善と徹底。
12.健康教育
・食育の推進と給食における食物アレルギー対応の徹底。
13.特別活動

開かれた学校

1.コミュニティスクールの充実
・校区住民、保護者等による学校運営協議会の適切な運用。

2.150周年事業の継続と進化
・ローガン市との交流事業。
・地域学習（ふるさと学）。

3.教育情報の公開、発信
・枚小ブログ、ミルメールの積極的活用。

4.安心安全な学校づくり
・校区コミュニティ安心安全部会、見守り隊、校区青少年を守る会との連携。
5.社会人・地域の人材活用
6.PTA や地域との連携
7.学校教育自己診断

教職員の指導力向上

1.教職員研修
・組織的・計画的な研修の実施。
・「学び続ける教職員」の育成。
・初任者研修、10年経験者研修の適切な実施。
・キャリアステージに応じた研修の実施。

2.服務規律の徹底
・不祥事防止の徹底。
・組織的、計画的な研修の実施。

3.業務改善
・教職員の健康および 福祉の確保。
・業務の在り方の適正化。

教育課程実施における自立的かつ継続的な評価と改善

①すべての教職員が学校運営の主体者として教育目標の具現化に向け、各校務分掌の具体的な目標の設定に基づき職務にあたる。
②職務遂行の過程と結果について常に振り返りを行い、その進捗状況や達成度の把握に努める。評価は常に改善につなげていく。
③全国学力・学習状況調査やすくすくウオッチ、体力テストの結果、学校教育自己診断、生徒指導及び問題行動の集計、いじめアンケートと聞き取り、保護者や地域からの意見、等々をもとに教育活動の評価を行う。
④学校運営協議会による学校関係者評価についても、適切に活用して学校運営の指標とする。

2. 学校経営方針

日本国憲法、教育基本法、関係諸法規、また、大阪府や枚方市の教育施策・方針（枚方市教育大綱、枚方市教育振興基本計画、枚方市教育委員会「学校園の管理運営に関する指針」）に則り、学校経営方針を定める。

(1) 学校の教育目標

人間尊重の精神を培うことを基本にすえ、「知・徳・体」に調和のとれた子どもを育成する。

(2) めざす子ども

1 考える子ども（豊かな心を持ち、よく学びよく考えて行動する子ども）

2 思いやりのある子ども（みんな仲よく、一人ひとりを大切にする子ども）

3 たくましい子ども（心身ともに健康で明るく、たくましく生きる子ども）

(3) 願う学校

1 安全かつ健康で、生き生きと学習や活動をし、一人ひとりの居場所を感じる学校

2 美しい学校（教職員の心、環境、施設・設備）

3 家庭・地域社会との連携を深め、安心・安全で開かれた学校（教育活動、教職員の心、施設）

(4) 魅力ある教師

1 一人ひとりの子どもを見つめ、基礎・基本を大切にし、個性の伸長を図る教師（熱意）

2 絶えず研修（研究と修養）に努め、創意ある授業の工夫と指導法の向上を図る教師（創意）

3 人間的なふれあいを大切にし、子どもと共に歩む教師（誠意）

(5) 本年度の取組の重点

(1) 学校の教育目標 (2) めざす子ども (3) 願う学校 (4) 魅力ある教師を具現化するために、「特別重点・取組の重点」を設定する。

重点1 適正な学校運営体制の確立と教育課程の編成

1. 適正な学校運営体制の確立

① 「働き方改革」の取組みとして、積極的に校務分掌の見直しを行い、諸会議、各委員会、各部会を効率よく機能的に運営する。

② 職員会議は、校長の職務の円滑な執行に資するよう、法令等の趣旨を踏まえ、適正に運営する。

③ 企画運営委員会は、職員会議の議題の整理や学校運営上の諸問題の検討・調整等を行う。構成は、校長・教頭・教務主任・学年主任・保健主事・事務職員とする。（必要に応じて各分掌の責任者）

④ 学年会を効果的、かつ、効率的に運営する。学年会は学力向上委員会とも連動するなかで、指導方法の工夫・改善、また、生徒指導上の課題解決、家庭との連携等に具体的な方策を講じる。

⑤ 校務分掌の内容と責任（責任者）を明確にするとともに教職員の適材配置を図る。

⑥ 教職員の健康及び福祉の確保の観点から、業務改善を図る。教職員の意識の変革を促すとともに、会議や打ち合わせ、行事等の在り方の検討を重ねる。

⑦ 学校運営協議会により、地域とともにある学校づくりを進める。

2. 教育課程の編成

① 学習指導要領に基づき、教育課程を編成する。各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、及び、特別活動の年間標準授業時数を確保し、実施する。

② 教育課程の編成にあたっては、編成後の実施、評価、改善、そして、編成というサイクルを確立させることにより、常に改善と成長を図るカリキュラム・マネジメントの充実に努める意識をもち、組織的に取り組む。

③ 主体的・対話的で深い学びの実現のため、常に授業改善に取り組み、1.知識・技能の習得、2.思考力・判断力・表現力等の育成、3.主体的に学習に取り組む態度の涵養に取り組む。

④ 地域の実情や学校等の実態を踏まえ、コロナ禍の中で、実施方法を変更した行事や活動、ICT 活用を活用した教育活動について、現状に合った見直しと再編成を行う。

重点2 特色ある教育、特色ある学校づくりの推進

1.校内研修(授業研究)

① 校内研修により、教職員の授業力向上を図り、「学び続ける教職員」を育成する。

② 自分の考えやおもいを伝え合える子どもの育成をめざして、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図った授業について研究を行う。その際に教師としての指導力や人間力、児童理解力、支援を必要とする児童への取組み、教師としての意識や心構え等を育成する視点をもって取り組む。

③ 総合的な学習の時間をはじめとする探究的な学習活動において、課題解決型学習により探究的な学びを充実させ、「実生活・実社会で生きて働く力」や「未来を切り拓く力」等を育成する指導を行う。

④ 昨年度取り組んだ「心と体の教育」については引き続き各学年で実践に取り組み、指導案と授業記録をもとに検証を行う。

⑤ 初任期研修、10年経験者研修はもちろんのこと、ミドルリーダー期の研修も校内研修と連動して取組を深める。

3. 人権教育

① 教職員一人一人が豊かな人権意識を持ち教育活動を展開できるように研修の充実を図る。

② 人権教育についての全体計画及び年間指導計画等の人権教育推進計画は、継続性や校種間の連続性も考慮し、学校の身近な課題解決をめざして作成する。

③ すべての教科、領域のなかで、児童に自尊感情を育む教育を推進する。

④ いじめ、児童虐待の防止にあたっては、児童が相談しやすい体制を構築するとともに、児童や保護者の状況把握と、未然防止、早期発見・早期対応に、組織的に取り組むよう努める。

⑤ すべての児童の人権を尊重することを基本に、障害者理解を進める学習活動を系統的に実施し、児童の人権意識の高揚を図る。

⑥ 平和や命の尊さを理解し、国際社会の平和と発展に貢献する態度を育成するよう努める。

3. 支援教育

① インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての児童がともに育ち合うよう「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。

② 児童の障害の状況に応じた適切な教育課程を計画的・系統的に編成し実施する。

③ 支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童に対する指導にあたっては、個別の指導計画を作成して、個に応じた指導を充実する。また、個別の教育支援計画を作成し、その活用を図る。

④ 自立活動を充実させるなど、指導方法の工夫や改善に努める。

⑤ 障害のある児童の指導にあたっては、人権教育や生徒指導とも連携し、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進する。

⑥ 教職員の専門的知識や指導力の向上に努める。

4. 生徒指導

① いじめや不登校等生徒指導上の諸問題に対応するため、生徒指導主担者を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、教育支援ルーム支援員等と積極的に連携し、組織的に取り組む。

② 学級活動における集団指導等、あらゆる場面において、基本的な生活習慣や学習規律の確立を図る。

③ 授業の充実を基本として、全教職員がカウンセリングマインドを身に付け、児童の指導や相談を行う。

④ 家庭との連携をより一層深めるとともに、公共・地域の関係諸機関との適切な連携の下に、総合的な取組を行う。

⑤ 人権教育、支援教育との連携を図り、学習指導と生徒指導を一体化した方向性を全教職員が共通理解する。

⑥ 生徒指導上の諸問題に対しては未然防止、早期発見・早期対応に努める。特に、いじめ事案の防止、及び、実態把握のために「いじめアンケート」を各学期に1回実施する。

5. ICT を活用した学習活動

① 学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」のための授業改善や情報活用能力の育成等に向けた ICT 活用による授業を展開する。そのための研修を計画的に行う。

② 各教科の授業において、児童がタブレット端末・ICT を文房具として活用するよう授業改善を図る。

③ ICT を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させる。

④ 家庭においてもタブレット端末を日常的に活用し、課題解決を行うなど、授業と家庭学習が一体とな

り、自学自習力の定着が図られるよう努める。

⑤ 教員のICT活用力や指導力の向上を図る。

6. 学力向上・体力向上

① 学力・体力向上委員会を中心に、組織的に児童の学力向上、体力向上に取り組む。

② 全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力・運動習慣等調査や体力テストの結果を分析し、授業改善、関係施設設備の充実に取り組む。

③ 学年会を校内組織体制に位置づけ、学力向上・体力向上に取り組む。

④ 体育部と連携する中で、体力づくりアクションプラン、なわとびや集団遊び等にも取り組む。

7. 道徳教育と心の教育

① 学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情・判断力・実践意欲と態度などの道徳性を養う。

② 分掌上に道徳教育推進教師を位置づけ、組織的に道徳教育を進める。

③ 学習指導要領に基づき、「道徳」と各教科との関連を踏まえた道徳教育の全体計画及び「道徳の時間」の年間指導計画を作成する。

④ 道徳教育を基盤として、豊かな人間性を育む「心の教育」を推進する。

8. 幼保こ小・小小・小中の連携

① 義務教育9年間の教育活動全体を通して、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させる。また、学力向上を軸として小中の連携をとり、児童・生徒の「生きる力」の育成を図る。

② 中学校区内の「幼・保・小」、「小・小」及び「小・中」の連携を図り、円滑な接続に努める。

③ 幼保こ小連携（架け橋プログラム）の研究を進め、スタートカリキュラムを効果的に活用しながら、幼児教育と小学校教育の円滑なつながりを意識し、取組みや指導の連携を深める。

9. 教科担任制

① 教科担任制により、個別最適の学びと協働的な学びの実現を図る授業を推進する。

② これまでの教科担任制への移行を意識した取組みの成果を踏まえ、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導の充実により、児童の学習内容の理解度・定着の向上を図る授業を行う

③ 3年生から6年生で理科、その他一部の学年、教科で教科担任制に取り組み、多面的な児童理解を深め、生活指導上の問題にも対応できる組織体制の構築を行う。

10. 学校図書館教育

① 学校図書館教育部は司書教諭を主担者として、学校図書館運営を推進する。

② 学校司書は司書教諭と連携をとり、学校図書館運営に係る実務の核となる。

③ 学校図書館は読書活動の場であるとともに、学習における情報の収集・選択・活用の力を育む場所とする。

④ 枚方市中央図書館との連携の中で、調べ学習のための図書、教科書の関連図書等の活用を推進

する。

11. 安全教育

① 危機管理マニュアルの改善を図り、自然災害や事件・事故等に係る対応や連絡体制等を確立し、学校の安全管理体制の充実を図る。

② 校区安全マップを作製し、安全教育の充実を図る。

③ 安全な学校環境を保持するため、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。

④ 事故等発生の場合は、夜間・休日も含め適切な初期対応を行うとともに、速やかに対応する。

⑤ 災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含めた実践的な防災・防犯訓練等を実施し、常にその改善に努める。また、年に１回、引き渡し訓練を行う。

⑥ 保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった安全確保の取組を推進する。

⑦ 6月の「子どもの安全確保推進月間」、6月８日の「学校の安全確保・安全管理の日」にあわせ安全保に向けた取組を実施し、安全教育を推進する。

⑧ 通学路の点検、交通安全教室の活用等、計画的に交通安全指導を行う。

⑨ リスク管理の観点から「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいて、教育情報の作成・保管・保存を行う。

12. 健康教育

① 学校保健計画や枚方市食育推進計画等に基づいた食育の推進を図る。

② 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果等を活用し、学校教育活動全体で体力向上、健康増進に取り組む。

③ 学校保健委員会を開催し、家庭・地域と連携して、児童の望ましい生活習慣の確立や、体力向上、並びに、健康増進を図る。

④ 安全・衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び集中豪雨、落雷等の自然災害や熱中症等の事故防止に努める。

⑤ 感染症については、基本的な対策を講じる。（児童席の配置や向きの配慮、手洗い、手指の消毒・うがい・マスクの着用・咳エチケット等の指導）

⑥ 心肺停止など万が一の事案に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できるように訓練を行う。

⑦ 食物アレルギー疾患の対応については、大阪府教育委員会「学校におけるアレルギー対応ガイドライン」、枚方市教育委員会「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き」を有効に活用し、「食物アレルギー対応マニュアル」を作成する。マニュアルをもとに組織的に対応し事故防止に努める。また、年に１回、全教職員を対象にアレルギー症状発生時の対応、エピペンの使用について研修を行う。

13. 特別活動

① 児童の自主的・実践的な活動を促し、楽しく規律正しい学校生活を築くよう努める。

② 児童が集団や社会の一員としての所属感・役割・責任を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図る。

③ 学級活動等の指導においては、児童がよりよく考え、他者と協力できるよう適切な指導・支援を行

④ クラブ活動や委員会活動については、学校や地域の実態等を考慮しつつ児童の興味・関心を踏まえて計画する。

⑤ 入学式や卒業式等において、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱する。

⑥ 儀式的行事においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活への動機付けとなるような活動を行う。

重点3　家庭や地域と連携して教育活動を展開し、開かれた学校の推進

1. コミュニティスクール・学校運営協議会

① 令和2年度より学校運営協議会が中心となり、保護者や地域住民の参画の促進や連携の強化を図ることにより、「開かれた学校・地域とともにある学校づくり」を推進する。

② 学校運営協議会に対し、「全国学力・学習状況調査」の結果分析、「学校教育自己診断」の結果分析等をもとに、学校運営について説明、報告を行う。学校運営協議会として意見、及び、評価をいただく。

③ 令和6年度の学校評価概要

・学力は概ね満足できる結果である。

・授業づくりの取組みは、児童の学びの意識に変容が見られるなどの成果につながっている。更なる取組みの充実を望む。

・保護者の学校に対する意識は概ね好意的、協力的である。

・校区コミュニティ協議会と PTA が連携して地域行事を実施することで、これまでのノウハウと現在のニーズをうまく融合して実施することで、多くの支援、協力を得ることができた。

・発信する場が限られているので、より多くの媒体を活用し、発信していくことを望む。

2. 150周年事業の継続発展と進化

① オーストラリアのローガン市との交流事業を深める。

② これまでの校区探検や地域学習を発展させ、6年間を見通した「地域資源を活かした学び」へと結び付けていく。

3. 教育情報の公開

① 学校だよりを保護者だけでなく地域へ配布する。

② 学校ブログ、学校ホームページの更新・充実を図り、学校の取組の公開に努める。

③ 校区コミュニティ協議会ホームページの学校欄も活用させていただく。

④ 校区コミュニティ協議会や PTA の会議において、学校の取組みを発信するよう努める。

4. 安心安全な学校づくり

① 校区コミュニティ協議会の安心安全部会、見守り隊、校区青少年を守る会等の連携を深め、より安全な学校づくりをめざす。

② 校区コミュニティ協議会の自主防災部会との連携を深め、災害時の安心安全な学校づくりを推進する。

5. 社会人・地域の人材活用

① 社会人・地域の人材活用に努める。

② ゲストティーチャーとの学習や交流を通じて特色ある学校づくりを推進する。また、地域の大学生をまなびング事業に活用する。

6. PTA や地域との連携

① PTAとの連携を図り、行事にも積極的に参加する。（枚小まつり、校区教育懇談会など）

② 地域の関係団体との連携を図り、地域の行事にも積極的に参加する。（夜間パトロール、ふとん太鼓など）

③ 地域教育協議会と連携し、児童の健全育成をめざす。

7. 学校教育自己診断（学校教育診断アンケート）の実施

令和6年度は、令和7年2月に実施。結果を令和7年3月に保護者向けに公表。また、同年3月に開催した学校評議員会においても学校評価のデータとして活用した。本年度は、実施時期を 6 月と 12 月とし、詳細の分析を行いながら年度内に取組みに反映するとともに、昨年度と同様に公表や学校評価のデータとしての活用等の取組を行う。

重点4 教職員の資質と指導力の向上

1. 教職員研修

① 教職員の資質向上のために、組織的・計画的に研修を実施する。

② 子どもたちが自分の思い、考えを持ち伝えることを大切にし、「子ども主体の学び」へ向けた「Hirakata 授業スタンダード」をもとにして、教員の指導スキルの向上を図る。

③ 教員のキャリアステージに応じた資質・能力の向上に努める。（目安として、初任期<1～5年>、ミドルリーダー期<6～10年>、リーダー期<11～20年>、キャリアの成熟期<21年～>とする。個々の特性や、学校の状況に応じて、柔軟に対応する。）

④ 初任者研修は、現職研修の一環として、年間を通し適切な指導・助言・支援のもとで、組織的・計画的に実施する。

⑤ 府、市教育委員会の主催する研修会に積極的に参加し、その成果を校内研修に活用する。

⑥ 「学び続ける教職員」を育成するために、新たな教育課題に対応した研修を実施する。

⑦ 各教科、各領域の指導において、ICT機器をツールとして効果的に活用できるよう研修を行う。

⑧ 英語によるコミュニケーション能力の育成をめざし、校内研修や府教育委員会並びに市教育委員会が実施する研修等を活用し、英語力及び英語指導力を高める。

2. 服務規律の確立

① 教職員の不祥事防止の徹底を図るため、関係資料を活用して、教職員が不祥事防止について自ら考える機会を取り入れた研修を実施する。

② 万一服務上の問題が発生したときは、事実関係を的確に把握し、速やかに報告する。

③ あらゆる機会を捉えて、児童への体罰、性的な言動はいかなる場合において絶対に許されないということを周知徹底する。

④ 職務上知り得た情報等の守秘義務の遵守、職場におけるハラスメントや飲酒運転の厳禁等、教育公務員としてのコンプライアンスの徹底を図る。

3. 学校の業務改善

① 教職員が働きがいを感じ、誇りを持って生き生きと業務に専念するために、「働き方改革」に取り組む。

② 学校現場の労働環境を整え、長時間勤務の縮減、時間管理及び健康管理を徹底し、教職員の健康及び福祉の確保を図る。

③ 校務分掌改編や業務内容の整理、ICT 活用による効率化等、業務改善の具体的な手立てを講ずるとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進する。

3. 指導計画

(1)指導の目標

教科・領域等	目 標 及 び 具 体 的 方 策
校内研究	◎目 標 自分の考えやおもいを伝え合える子どもの育成 ○具体的方策 ・「個別最適な学び」と「共同的な学び」の往還がある授業づくり ・子どもが主語の授業づくり。 検証…児童アンケートの実施
生活指導	◎目 標 友達一人一人を大切にする態度を身につける。 ○具体的方策 ・生活アンケート(いじめ)を学期に1回実施し、児童にお互いを大切に思う気持ちを育てる。 ・長期休業中の過ごし方の指導(終業式)を行う。
安全・清掃指導	◎目 標 緊急時、自分の身を守る術を身につける。 基本的生活習慣の定着をはかる。校内の美化に努める。 ○具体的方策 ・避難訓練及び引き渡し訓練を実施し、災害が起こった時の対処のしかたの徹底を図る。 ・地区児童会・集団下校及び地域との連携を図ることで、安全な集団登下校を目指す。 ・遊具・施設の安全点検 ・清掃用具の使い方を知り、大切に使う。清掃用具の点検・交換。校内美化点検
体育的活動	◎目 標 体育的活動を通して、基礎的・基本的な体力の向上を図る。 ○具体的方策 ・プールの機械操作、救命救急法を実施する。 ・運動会をスムーズに行えるよう企画運営する。
図書館教育	◎目 標 利用しやすい図書室づくりをする。 本の好きな子どもに育てる。 ○具体的方策 ・図書室開放利用時間を20分休み・昼休みに実施する。 ・図書館の環境整備、充実を図る。(図書の購入・整理・修理・廃棄作業) ・「ぼく・わたしのおすすめの本」を書く。 ・図書室だよりを随時発行する。 ・4月に図書室の使い方オリエンテーションを実施する。 ・春と秋の2回、読書スタンプラリーを実施する。 ・学級文庫の充実を図る。(学級文庫チェックを行う)

学力体力向上	◎目 標 心豊かで、自ら考え たくましく生きる力を育てる 〇具体的方策 ①家庭学習の啓発 ②学力テストの分析 ③体力テストの分析 ④教員の指導力向上をはかり、相互授業参観を計画する。
情報教育推進 ・視聴覚	◎目 標 ・学校全体でタブレットを安全に使えるよう規則を決める。 ・児童の情報モラル、プログラミング学習の力を育む。 ・タブレットを使った、作業効率向上の提案を図る ・芸術を通して豊かな心を育てる。 〇具体的方策 ・部会で、教員から意見を集め、タブレットに関わる学校の規則の整備を随時進めていく。 ・情報モラルとプログラミングの年間指導計画を作成し、それを基に全校で取り組む。 ・職員向けの研修（情報モラル・プログラミング・作業効率向上）を開く。 ・教材教具の充実と整備　・鑑賞会の企画、立案
給食・食育	◎目 標 ・食事のマナーを守り、楽しく食べよう。 低学年 身支度を整えて、楽しく食べよう。 中学年 体のことを考えて、残さず食べよう。 高学年 栄養のバランスを考えて、残さず食事を楽しもう。 ・食物アレルギーについて正しく理解する。（全学年） 〇具体的方策 ・栄養教諭による食育授業（食物アレルギー含む）を実施。 ・食に関するコンクール等に応募する。具体的には学校給食献立コンテスト。 ・給食委員会児童による校内活動を通した食育の取り組みを行う。
保健	◎目 標 健康な生活の基本となる知識や習慣を身につける。 〇具体的方策 ・健康診断を実施する。また、健康診断の結果からの健康相談・健康相談活動を行う。 ・保健だよりを発行し、本校の児童の実態に応じた健康についての取り組みの啓発を行う。 ・保健委員会を利用して、時期や児童の健康実態に応じた健康についての意識を高める活動を行う。 （休み時間の放送や、児童集会での発表など）
人権教育 支援教育	◎目 標 ・平和の大切さ、命の尊さを知る教育をすすめる。 ・一人ひとりの子どもの人権を大切に、自己実現・自尊感情を育むようにする。 ・障がいのある児童の人権を尊重し、理解を深め、児童の人権意識を高める。 支援の必要な児童の実態を把握し、個に応じた指導をする。 ・人間関係形成力（人と交わり、関わる力）を高める取り組みを進める。 〇具体的方策 ・人権教育・支援教育に関する講演会もしくは、研修会(事例検討会も含む)を実施する。 ・平和教育や「こころ・からだ・いのち」の学習、教育、国際理解教育などをすすめる。 ・障がいのある児童、支援を必要とする児童の実態交流をし、問題を抱えている児童の理解を深めるとともに、情報を共有し、指導方法を考える。

児童会特別活動	◎目 標 児童会活動の活発化をめざす。 〇具体的方策 ・代表委員が児童会活動の主となって意見を出し合い、クラスでの話し合いや意見を集約・検討・提案・実行し、行事を円滑に進める。
国語	◎目 標 ・表現豊かに読み、主体的に表現する力を育てる。 ・様々な言語活動を通じ、児童の言語力を高める。 〇具体的方策 ・教材教具の整理点検 ・研究会・研修会・コンクールの案内、参加。
社会	◎目 標 「社会的な見方・考え方」のできる子どもの育成 効果的な指導に役立つ教材や教具を研究する 〇具体的方策 ・年間計画の立案 ・備品や消耗品の整理整頓 ・教員を対象とした研修会の案内
算数	◎目 標 数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を育成することを目指す。そのために必要な教材教具の充実を図る。 〇具体的方策 ・年間計画立案 ・各教室の教具配布、教具の整備・点検・購入 ・研修会の案内
理科・生活	◎目 標 ・備品及び環境整備。 ・社会及び自然の良さや関りに気付くとともに、自然の現象について科学的に解決するために必要な資質・能力の育成を目指す。 〇具体的方策 ・教材・教具の整備・補充 ・教具の点検・薬品の点検・理科室の点検（毎月） ・教材研究・研修会の案内
音楽	◎目 標 ・基礎的・基本的学力を充実させ、個性の伸長をはかる。 ・教材教具の充実 〇具体的方策 ・年間計画立案 ・教材教具の点検 ・研修会の案内参加
図画工作	◎目 標 ・教材・教具の充実を図り、資質能力を伸ばす系統立てた題材の研究。 〇具体的方策 ・図工の教材・教具の点検と補充、配布。 ・備品購入計画　・図工室等の環境整備 ・研修会の案内 ・系統立てた学習の取り組みができる体制づくりと題材の研究。

家庭	◎目 標 ・楽しく学習できるように、教材・教具の充実を図り、生きる力を身に付ける。 〇具体的方策 ・清潔で使いやすくするために、備品・消耗品の充実を図る。 ・備品は購入希望を出して、古いものは新しくする。 ・研修会の案内
体育	◎目 標 ・主体的に運動に取り組み、運動に親しむ子どもたちを育成する。 ・備品、教材等、体育的活動に関する環境を整える。 〇具体的方策 ・体育倉庫や保健教材の備品・消耗品の充実を図る。 ・研修会の案内・参加
総合	◎目 標 ・子どもの自主性、積極性、学習意欲、自然への関心を引き出し、総合的な学習を進める。 ・小中の連携を深める。 〇具体的方策 ・総合的な学習についての研修を深め、系統的指導を研究する。 ・地域教材を生かすと共に地域から幅広い人材を求め、総合的な学習に生かす手立てをさぐる。
外国語	◎目 標 ・外国語活動の充実を図る。 ・外国語を使って楽しみながら活動し、外国の文化や言語に親しませる。 ・小中の連携（教材・授業交流）を深める。 〇具体的方策 ・担任、JTEがそれぞれ協力して授業を進める。 （担任とJTEなど、指導方法は単元ごとに検討し、その時に適した授業を行う。） ・英語の授業にいかせる教具・指導方法を学び、交流する。
道徳	◎目 標 ・道徳的心情・判断力・実践的意欲と態度の向上を図る。 ・お互いに認め合い、仲間とともに伸びる子どもを育成する。 ・一人ひとりの問題をみんなの問題として考えていくことができるようにする。 〇具体的方策 ・道徳の指導が日常生活に生かせるよう道徳的実践力を育成する。 そのため、全体計画・年間指導計画・使用資料の検討をし、指導時数を確保する。 ・研修会への参加。 ・作った教材等、共有できるものは残しておく。R6年度、道徳の挿絵を全学年保管している。

令和8年度 学力（資質・能力）向上推進プラン

確かな学力の定着

自ら進んで学ぶ
意欲と態度

基礎基本の力
読む・書く・計算する
学習して得た知識等

知識・技能を活用する
思考力
判断力
創造力
表現力

保護者・家庭との連携

・家庭学習
・あいさつ運動
・食育の取り組み

生徒指導の重点

・基本的生活習慣の指導
・小中連携による学習規律の定着
・生活リズムの確立や体力づくり
・食に関する指導の充実

基礎基本の定着	校内研究の工夫	家庭学習の充実	読書習慣の充実
① 朝学習 <月～金の8:30～8:45> ② ティーチングアシスタントの活用 ・地域人材、まなびング等を積極的に活用する ③ navima・ことばのちからの活用 ・授業や宿題等に活用する。	① 校内研究 研究主題 ・自分の思いや考えを」伝えあえる子どもの育成 ～個別最適な学びの一体的な」充実をめざして～ ・研究授業を実施 ②枚方中学校区幼小中一貫事業の推進 ・小中の研修交流、授業交流による12年間を見据えた指導の確立 ・（外国語活動における枚方中学校との連携） ・幼保こ小中連携の定着 ③相互授業参観 ・職員同士で授業を参観し、授業力向上につなげる。	①『家庭学習の手引き』を配布し、家庭学習の充実を図る。 ②ICTの活用による学びを充実 タブレットや学習ドリルなどを活用し、自分で選べる課題の作成	① 朝読書の充実 ・毎週読書を実施する。 ・外部団体による読み書きかせを実施する。 ・絵本の広場週間 ② 図書だより ・推薦図書や先生お勧めの本などを紹介し、読書に関心を高める。